

兵庫県公報

平成22年 1月29日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	1

公布された法令のあらまし

●身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（規則第4号）

身体障害者福祉法施行令の一部改正により、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳が交付される障害の範囲に、新たに肝臓の機能の障害が追加されることに伴い、身体障害者手帳の交付の申請書に添付すべき医師の診断書の様式等について所要の整備を行うこととした。

規 則

身体障害者福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第4号

身体障害者福祉規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉規則（昭和39年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「や」、「ゆ」、「よ」及び「ヤ」を「ゃ」、「ゅ」、「ょ」及び「ャ」に、促音に用いられている「つ」及び「っ」を「っ」及び「っ」に改める。

様式第1号中「免疫」を「免疫・肝臓」に改める。

様式第3号に次のように加える。

肝臓の機能障害の状況及び所見

1 肝臓の機能障害の重症度

	第1回検査日		第2回検査日	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・I・II・III・IV・V		なし・I・II・III・IV・V	
腹水	なし・軽度・中程度以上		なし・軽度・中程度以上	
	おおむね 0		おおむね 0	
血清アルブミン値	g/dl		g/dl	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dl		mg/dl	

合計点数	点	点
血清アルブミン値、プロトロンビン時間又は血清総ビリルビン値のうち、その点数が3点であるものの有無	有・無	有・無

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	こん睡 (III以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注1 肝性脳症のこん睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

2 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び^{せん}穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上 (小児等でその体重がおおむね40kg以下のものにあつては、薬剤により制御できるものを軽度、薬剤により制御できないものを中程度以上) とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない。	○・×	○・×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○・×	○・×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有・無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有・無		

4 補完的な肝臓の機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

補完的な肝臓の機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上		有・無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上		有・無
	検査日	年 月 日	
	血小板数50,000/mm ³ 以下		有・無
	検査日	年 月 日	

症状に影響する 病歴	原発性肝がん治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	胃食道静脈瘤 ^{りゅう} 治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		有 ・ 無
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の 制限	1日に1時間以上の安静 ^が 臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月に7日以上ある。		有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐 ^{おう} あるいは30分以上の嘔気 ^{おう} が月に7日以上ある。		有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある。		有 ・ 無
補完的な肝臓の機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限の該当個数			個
補完的な肝臓の機能診断又は症状に影響する病歴の該当の有無			有 ・ 無

注 肝臓移植を行った者で抗免疫療法を実施しているものにあつては、1、2及び4の記載を省略することができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。